

## 公共随契による貸付結果一覧表(令和4年4月契約分)

整理番号	所在地	現況地目	面積 (平方メートル)	契約年月日	年額貸付料 (円)	契約期間	契約相手方	法人番号	用途	減額貸付の有無	定期借地権の設定の有無	価格形成上の減価要因	備考
1	雄勝郡東成瀬村椿川字仁郷山国有林1014林班ほ小班 湯沢市皆瀬字小安奥山国有林1037林班ろい小班	雑種地	2,243	令和4年4月8日	—	令和4年4月8日～令和9年3月31日	道路管理者 秋田県知事 佐竹敬久	1000020050008	落石対策工	—			無償貸付

1. 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
2. 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
3. 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載しております。
4. 定期借地権の設定の有無について、定期借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。)を設定している場合に「○」を記載しております。
5. 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
  - ・予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合
  - ・予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の瑕疵を減価要因とした場合
6. 用途地域名については次のとおり省略しています。

第一種低層住居専用地域	二種低層住居専用地域	第三種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	準住宅地域	準中層住宅地域	準高層中層住宅地域	準高層住宅地域	準中層住宅地域	準高層中層住宅地域	準高層住宅地域	準中層住宅地域	準高層中層住宅地域
…一種低層	…二種低層	…三種低層	…一種中高	…二種中高	…準中層	…準二種中層	…準三種中層	…準中層	…準二種中層	…準三種中層	…準中層	…準二種中層	…準三種中層

(注)1 用途を宅地として貸付けした物件については、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率を備考欄に記載すること。

2 用途を宅地として貸付けない場合にあっては、第6項を削除して使用すること。